

# 熊本県立大学不正防止計画推進委員会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県立大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程第8条第2項に基づき、熊本県立大学不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学術情報メディアセンター長
- (2) 各学部長及び各研究科長
- (3) 共通教育センター長
- (4) 地域連携政策センター長
- (5) 国際教育交流センター長
- (6) 事務局次長
- (7) 総務課長
- (8) 地域連携政策センター事務長
- (9) その他最高管理責任者が指名する職員

2 委員会の委員長は、学術情報メディアセンター長をもって充てる。

(業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画に関する実施計画の策定
- (2) 関係部署と連携し、不正発生要因に対する分析・改善策を講ずること
- (3) 不正防止計画の進捗管理に関すること
- (4) その他不正行為の防止に必要な事項に関すること

(会議の開催)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を総理する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ぬ事情により出席できない委員が、事前に委員会の開催に同意した場合はこの限りでない。

(事務)

第5条 委員会の事務は、学術情報メディアセンターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員会の審議を経て、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。